

木曽岬小学校だより



2024年11月8日

秋の文化祭 5年生の発表(器楽・歌)

3日(日)、今年も5年生が町民文化祭のオープニングを飾りました。音楽担当の久保園先生の指導のもと、器楽演奏と歌の発表でした。(1曲目クイズも楽しんでいただきました)2曲目の歌は、2部合唱のところもあり、会場にお越しの方々の心を癒す一時となったのではないでしょうか。

器楽演奏「リボンのおどり」 歌「ビリーブ」



所有者不明の動物に係る保護等の取扱い、または、野鳥との接し方

最近、通学時に、動物(犬や猫、鳥等)に出くわすことが増えてきました。子猫であったり、小鳥であったりします。野生の動物であったり、飼い主がみえたりします。

ついつい、「かわいいから・・・」「心配だから・・・」といった思いで接触したくなるのですが、どのような経緯で、その動物がそこに居るのかはわかりません。

ような経緯で、その動物がそこに居るのかはわかりません。 下記または右記に示しましたとおり、野鳥や所有者不明の動物などについて、その扱いには十分に注意を

野鳥との接し方について

していきたいと考えますので、ご家庭におきまして も、今一度、お子さんと確認をしていただきますよ うによろしくお願いいたします。

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道 府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗い とうがいをしていただければ、適度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

〇不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。



鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の 接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。 正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

学力向上県民運動の取組について

10月に、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果に基づき、強みと弱み、課題となった問題を学校だよりでお伝えいたしました。このたび、三重県教委からも、学力向上県民運動の取組の一環として、県での調査結果を踏まえたメッセージが届きましたので、裏面にてお伝えします。共有していただくとともに、今後の家庭学習の定着に向け、参考にしていただければ…と思います。

裏面:みえの子どもたちの家庭学習の習慣化を~やる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけるために~

所有者不明の動物に係る保護等の取扱いについて(お願い) ^{令和6年11月}

毎年、「飼い主のわからない動物(猫や犬など)を町内で保護したのでどうしたらよいか」と、 何件かお問い合わせいただくことがあります。このような場合、

安易に保護はせずに保健所等へ通報するようにしてください。

桑名保健所 0594-24-3623

(留意点)

- ◎ 特に、子猫(親猫が周囲に見当たらない生後間もない子猫)の場合は一度人が触ってしまうと、人の臭いが付いてしまい親猫が近寄らなくなってしまう場合があるため、その場から動かさずに、保健所等に通報してください。
- ◎ 負傷していたり、負傷しているかどうか分からない動物についても、専門的な判断ができる 保健所等へ通報して、その到着を待つようにしてください。
- ◎ その動物がいる場所が公共施設であれば、その施設管理者への通報も可能です。
 - ※ 施設管理者の例(町内):

道路上(町道)→ 役場建設課

体育館駐車場 → 役場教育課

役場駐車場 → 役場総務政策課

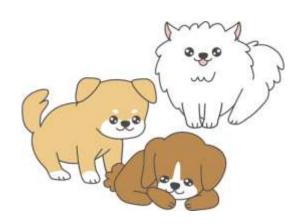
- ◎ 万が一、保護してしまった場合、自身で拾得物として警察署へ相談するか、保健所へ連絡するようにしてください。
 - ※ 通報については、日中や夜間、休日等関係なく保健所か警察署へしてください。

桑名警察署 0594-24-0110

桑名保健所 0594-24-3623

- ◎ 飼っている動物(犬猫等ペット)が死亡した場合、木曽岬町では有料で引取をしています。 詳しくは町ホームページをご覧ください。
- ◎ 飼っている動物(犬猫等ペット)が迷子になった場合、役場住民課、桑名保健所または桑名 警察署に連絡してください。一時的に預かっている場合があります。

(問合せ先: 木曽岬町役場 住民課 0567-68-6103)





みえの子どもたちの家庭学習の習慣化を ~やる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけるために~

令和6年4月に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました「全国学力・学習状況 調査」の調査結果をお知らせします。

子どもたちのやる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけられるよう、学校・地域・家庭が 一体となって子どもたちの学力を育んでいきましょう。

子どもたちの各教科の平均正答率は?



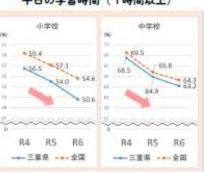


家庭での時間の使い方は?

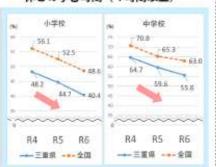
授業時間以外に 1 時間 以上学習する児童生徒が 年々減っています。



平日の学習時間 (1時間以上)



休日の学習時間 (1時間以上)



「平日の学習時間」と「平均正答率」の関係

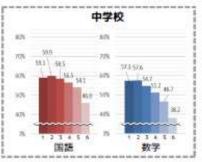
学校の授業時間以外に、警段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)。



教科に関する調査の 平均正答率

学校の授業時間以外での学習時間が長い子どもたちほど、教科の平均正答率が高い傾向がみられます。



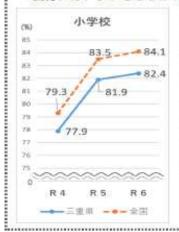


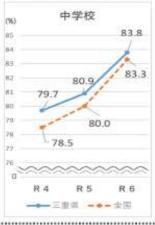
- ■1. 3時間以上
- ■2. 2時間以上、3時間より少ない
- ■3、 1時間以上、2時間より少ない
- ■4. 30分以上、1時間より少ない
- ■5. 30分より少ない
- 6. 全くしない

三重県教育委員会

子どもたちの自己肯定感は?

「自分には、よいところがあると思う」と回答した割合が年々上昇しており、自己肯定感が高まっています。





自己肯定感 きんめ チャ



「わかった」「できた」という達成感の積み 重ねが大切です。

学習習慣等を身につけるために

家庭学習を習慣化することで、がんばりぬく力や授業への集中力が高まります。また、いろいろな学習 分野への興味・関心も高まります。

子どもたちに関わり、励ましながら、学びと育ちを支えていきましょう。

一緒にルールづくりを



- 家庭での学習時間を確保しましょう。学習時間にはテレビを消すなどの環境づくりも大切です。
- 子どもたちが、ゲームやスマホ、 インターネットを適切に使用でき るよう、お子さんと話し合い、使 用時間などの家庭でのルールづく りに取り組んでいきましょう。

子どもと本をつなごう

手の届くところに本を置くなどの工夫をしたり、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったりするなど、「家読(うちどく)*」に取り組みましょう。



*「家庭読書」の略語で「家庭ふれあい読書」を意味し、家族みんなで 読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にし た読書活動です。

早ね早おき朝ごはん



- 毎日同じぐらいの時刻に起床・就 寝するなど、規則的な生活習慣を 身につけることが大切です。
- 「おはよう」から始まり「いただきます」「行ってきます」と、 一日を気持ちよくスタートさせましょう。

子どもをほめる機会を

- 子どものやろうとする意欲や 取り組んでいる過程のがんば りを認め、励まし、ほめてい きましょう。
- 「なぜかな?」「どうしてそうなるのかな?」などの声かけが、疑問に思ったことを調べる習慣につながります。





みえの学力向上県民運動ホームページ

子どもたちの学習状況や、家庭学習を習慣化するためのアドバイス 家庭で活用できる資料を紹介する動画を掲載しています。

